

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第11号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)

3.11から4年—フクシマを無にするな!

原告副団長 浅田 正文 (福島県から石川県へ避難中)

54歳で早期退職して東京から福島県に移り住み、野菜・米・雑穀などを自給自足、薪ストーブの生活だったが、原発事故によりそれらが根底から奪われてしまった。マスコミでは汚染水垂れ流し、凍土壁断念(?)などと報じられている。だがそれ以外にも、①高齢の避難者は米・野菜の自給ができなくなり、購入を強いられて生活困窮に。

②福島市街の空間線量0.4~0.6マイクロシーベルト/時 (2015/2

/28)、その脇に幼稚園。③自分には安心だと言い聞かせつつもわが子は外で遊ばせず肥満に、など問題が山積み。一方避難者は④「いつまで避難者面しているの!」とか、⑤就職面接で「どうせ福島へ戻るのでしょ」など冷ややかな言葉を浴びせられる。⑥しかも「除染したから帰還せよ」と賠償を打ち切られる。そしてたびたび「どこで死ぬのだろうか」と思いあぐねる。

原子力規制委員会の田中委員長は「規制基準は安全を担保するものではない、安全神話から卒業を」と言い、政府は安全の確認された原発は動かすという。野田総理(当時)は「私の責任で大飯原発を動かす」、小淵経産大臣(当時)は鹿児島県に対し、川内原発について「責任を持つ」と言った。ここで責任とは何か。汚染された国土は元に戻せないし、亡くなった人を蘇らせることもできない。意思決定者を罰することが責任なのか。それすら福島原発事故告訴で検察は強制捜査をせず、1次・2次捜査とも不起訴にした(現在東京検察審査会へ申立中)。

原発事故の被害は時間的にも空間的にも無限大と言ってもよく、新幹線や花火工場の事故と比べられるものではない。それなのに再稼働を^{もくろ}目論む。志賀原発は活断層の上にあるといわれているではないか。昨年の北陸電力株主総会で、株主の「廃炉本部設置提案」に対し、会社側は「原発はベースロード電源である」と頓珍漢な回答をした程度の読解力、即ち管理能力(?)。



裁判所に向かう原告・サポーター 12/15

万が一を考えると背筋が寒くなる。

さらに使用済み核燃料処理、避難計画もままならない。そもそも原発がなければヨウ素剤配布、大規模避難訓練、原発テロ対策、原発危機管理室などが不要なのだ。原発のために心を休めることもできない。

フクシマを無にしてはならない。原発にさよならして、新しい日本をつくろう。安心できる日本をつくろう。2006年の志賀原発2号機裁判勝訴を再び!



第13回口頭弁論の内容と今後の見通し

弁護団事務局長 中田 博繁

3月5日、第13回の口頭弁論が行われました。

原告からの主張は、昨年末の前日期日でほぼ出し尽くしたと考えており、被告北陸電力からの反論が、前回と今回にわたって出てきました。被告からの反論も概ね出たのではないかと^{おも}っています。

今回原告が準備した書面は、前回出された被告からの反論への再反論の書面で、全部で5通提出しました。

1つめは、いわゆる原子カムラというものが福島事故後いったん表舞台からはなくなったかに見えたものの、実は今も厳然として存在し、原子力規制委員会を支配しつつある。そのことを新聞報道などから主張したもの。2つめは、新規制基準というのは「安全」基準ではなく、あくまでも「規制」基準なのであり、これを満たしたからといって即「安全」と評価することはできない、と主張した書面です。3つめは、昨年5月に出された大飯原発差止判決に対する被告の批判（科学技術というものが一定の危険を伴うことを理解しない不当な判決だという批判）への反論書面です。大飯判決は、ある技術のもたらす危険性や被害が明らかになっている場合には、その危険性の性質や被害の大きさに応じて安全性の有無を判断すべきと判示したのであり、ごくあたりまえのことを言ったものだと思っています。4つめは、富来川南岸断層に関する書面です。われわれは、立石新潟大学名誉教授らによる現地調査に基づき、耐震設計上考慮すべき断層を被告は考慮していない、と主張していますが、被告の反論に再反論したものです。5つめは、S-1など敷地内断層に関する書面です。被告は規制委員会に提出した最終報告書を基に、原告の主張はいわば素人判断だと反論していたのですが、今回、規制委員会の有識者会合での専門家の発言を^ひふんだんに取り入れて再反論しました。この書面はとりわけ裁判所の関心を惹いたようで、裁判長が被告に対し再度の反論を促す場面がみられました。

以上が第13回口頭弁論の内容ですが、裁判長も、双方の主張が出そろって、主張については終盤にさしかかっているとの認識を表明しました。提訴から3年近く経って、ようやくここまでできました。われわれ弁護団としては、できるだけ早く司法の判断を仰ぎたいと思っています。

今後の予定ですが、主張のやり取りが終われば証人尋問です。福島原発事故の被災者の方々の証人尋問を検討しています。原発事故で何が起きたのか、周辺住民はどんな苦難に直面したのか、今はどうなのか、その生の声^{なま}を裁判所に伝えたいと思っています。

弁護団としては、これからも全国各地の弁護団と連携を図りながら、志賀原発の廃炉をめざして全力を尽くします。みなさまのご支援をよろしくお願いいたします。

口頭弁論日程のご案内

- ◇日時 第14回…5月25日(月) 13:30～
- 第15回…7月27日(月) 13:30～
- ◇場所 金沢地方裁判所（兼六公園下）

原発も核もない平和な社会の実現を！

石川県平和運動センター代表代行 糸矢 敏夫

3月11日、東日本大震災から4年が経過しました。マスメディアでは震災特集が報じられ、「震災を忘れない」と叫んでいます。その一方、福島県内では昨年9月には帰還困難区域を通る国道6号の通行止めが解除され、3月1日から常磐自動車道路が全面開通しました。また、双葉郡内にあった5つの高校の移転先であるサテライト校が募集を停止し、4月から双葉未来高校が中高一貫校として、鳴り物入りで開校します。



しかし、福島第一原発から10km圏内を通る国道6号では最大17.3マイクロシーベルト／時、常磐自動車道路では最大5.5マイクロシーベルト／時の空間線量が計測されており、広野町の双葉未来高校も福島第一原発から25kmと、避難指示区域のすぐ外に開校されます。このように政府は、放射能の除染作業が不十分なままインフラ整備を喧伝^{けんでん}することで、帰還政策を押し進め、原発事故の現実を私たちの記憶から消し去ろうとしています。

石川県平和運動センターは原水爆禁止福島大会に代表を派遣し、金沢地区平和運動センターは3年前からフクシマ現地研修会を実施することで、「フクシマを忘れない！核と人類は共存出来ない！」というスローガンを掲げて活動してきました。そして、脱原発運動と同時に原水爆禁止石川県民会議に参加し、県内6ヶ所における平和行進と原水爆禁止世界大会やピキニデー全国集会への参加などを通して、核兵器廃絶の運動も同時にすすめています。

日本は、長崎原発5500発分にもなるプルトニウム47トン⁴⁷を、国内外に保有しています。昨年3月にオランダで開催された第3回核セキュリティサミットでは、日本のプルトニウム問題が議論になりました。六ヶ所村の再処理工場で生産が予定されている、年間8トンものプルトニウムに国際社会のスポットがあたっています。原水禁運動では、核廃絶の視点からも、高速増殖炉もんじゅと六ヶ所再処理工場をストップし、政府には核燃料サイクル事業からの撤退を求めています。

今年は戦後70年の節目となる年です。敗戦の日に発表される安倍首相の「談話」が、国内外の注目を浴びています。近隣諸国からの信頼が得られるような談話を発表して欲しいものです。また、安倍政権は昨年7月に閣議決定した集団的自衛権行使を、法的に担保する安全保障法制を今国会で整備するため、公明党との与党協議を開始しました。周辺事態法の「周辺」をとり、特別措置法ではなく恒久法を、と報道されています。いつでもどこでも、自衛隊が米軍などと軍事行動をともにすることを可能にするものであり、憲法9条を下克上する戦争準備法です。

私たち平和運動センターは護憲7団体とともに、「戦争させない1000人委員会石川」を昨年6月に発足させ、集団的自衛権行使容認反対の運動を展開してきました。6月24日を会期末とする今国会が大きな山場となります。1000人委員会石川では3月から「戦争させない全国署名2015」にとりくんでいます。「戦争させない！」を石川県全体の声にするためにも、志賀原

発を廃炉に！訴訟原告団とサポーターのみなさんのご理解とご協力をお願いします。

私の家は能登半島の先端、禄剛崎灯台のある珠洲市の狼煙町にあります。中部電力と関西電力の2つの原発立地予定地の間にあり、教員として1980年に石川県に帰ってから、珠洲地区労の仲間や北野さんたちの市民グループと一緒に、反原発運動にとりくんできました。学習活動、現地闘争、選挙闘争、裁判闘争など、考えられるあらゆる活動を行い、2003年に立地計画を撤回させることができました。あきらめなければ困難なことも実現することを、珠洲の反原発運動から学びました。核のない平和な社会、脱原発社会を求める声は大きくなっています。あきらめなくて、楽しみながら頑張りましょう。

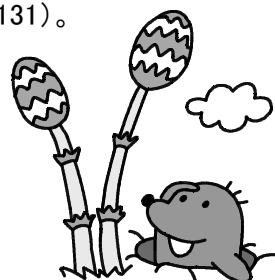
年会費納入のお願い

志賀原発を廃炉に！訴訟のための費用はすべて、原告・サポーターのみなさまの会費・カンパによってまかなわれています。2015年度の会費を下記により納入くださいますようお願い申し上げます。

☆金額…原告は1口3,000円、サポーターは1口1,000円（各1口以上）です。

お手数ですが、下記いずれかの方法で送金をお願いしますm(_ _)m。

- ①ゆうちょ銀行の払込取扱票（原告団ニュースに同封）で送金する（ATM送金で手数料80円）。
- ②ゆうちょ銀行の総合口座からATMで送金する（送金先口座No13160-13252131）。
- ③北陸労働金庫本支店口座からATMで送金する（送金先口座No3610225）。
口座名は①②③ともに「志賀原発を廃炉に 訴訟原告団」
- ④労組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがってください。



志賀原発を廃炉に！訴訟 原告団総会

5月30日（土）総会：午後2時～ 記念講演：3時～

石川県地場産業振興センター
新館1Fコンベンションホール



講師 井戸謙一さん

—フクシマを予言した2006年志賀差止判決—
あの元裁判官が脱原発を熱く語る！！